

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	職員の再任用に関する条例		公 布 日	平成13年3月27日	
条 例 番 号	平成13年三重県条例第1号		直 近 改 正 日	平成23年12月27日	
所管部局課	総務部人事課		電 話 番 号	059-224-2103	
条例の概要	地方公務員法第28条の4第1項、第2項及び第3項等の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものである。			条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	定年退職者等を、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用するために必要である。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	定年後の高齢者雇用が義務化される見込みであり、今後も定年退職者等を再任用するために必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	法律上、条例で定めることとなっている。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公務員法		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	職員の採用に関する条例であり、効果は県民全体に及ぶ		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	職員採用、給与に関する条例であり、県以外の主体との連携になじまない		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正・ 廃止の 必要は ない	職員の再任用に関して定めた条例であり、実際に運用されていることから、廃止はできない。上記各視点の検証結果からも、特に改正する必要がない。		無	無